

## 医療的ケア児の保育に関する同意書

### (1) 保育利用について

<input type="checkbox"/>	保育の利用日・利用時間は、原則、平日（月～金）の8：30～16：30の範囲内において、保護者が保育を必要とする時間とし、医療的ケア児の状況、保育所等の状況等を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定すること。
<input type="checkbox"/>	毎年度、保育所等へ必要書類を提出し、医療的ケア実施の継続可否を判断すること。
<input type="checkbox"/>	集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることなどが予想されるため、状況により、必要に応じて個別保育を実施すること。
<input type="checkbox"/>	一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。なお、期間及び保育時間については、保育所等と保護者と相談の上、定めること。
<input type="checkbox"/>	保育サービスの提供にあたっては、「保育可否事項」に基づき行うこと。
<input type="checkbox"/>	止むを得ない事情により、医療行為を行なう看護師等が勤務できない場合には、保護者等に保育の参加をお願いすることがあること。

### (2) 医療的ケアの内容

<input type="checkbox"/>	保育所等の担当看護師等が児童の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
<input type="checkbox"/>	保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、保育所等の施設長に預託すること。
<input type="checkbox"/>	使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。

### (3) 体調管理及び保育の利用中止

<input type="checkbox"/>	保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所等での児童の受入れができなくなる場合があること。
<input type="checkbox"/>	顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調不良の場合、保育所等を利用しないこと。
<input type="checkbox"/>	保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。

### (4) 緊急時及び災害時の対応等

<input type="checkbox"/>	症状に急変が生じるなど緊急事態と保育所等が判断した場合及びその他必要な場合には、保育所等は事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応については、保護者および主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア計画」などに記載の上、それに沿って対応すること。
<input type="checkbox"/>	災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、3日分の薬と食事（栄養剤）などを保育所等へ持参すること。また、医療的ケアの使用物品も保管しておくこと。

### (5) 退所に関すること

<input type="checkbox"/>	保育所等として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断した場合には、原則として退所となること。
<input type="checkbox"/>	2か月以上の長期にわたり、欠席する（予定を含む）場合には、原則として退所となること。

<input type="checkbox"/>	保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所等での児童の受入れができなくなった場合は、退所となること。
--------------------------	---

(6) 情報の共有に関すること

<input type="checkbox"/>	保護者から提出された申請内容等について、市の関係部署、保育所等の施設長、保育士、看護師等で共有すること。また、必要に応じて、市の関係機関等に意見を求め、共有すること。
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応のために、保育所等に提出された「主治医意見書」等の内容を主治医医療機関以外の医療機関に情報提供すること。
<input type="checkbox"/>	医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童及びその保護者との間で共有する場合があること。
<input type="checkbox"/>	保護者から提出された申請内容等を、市内部の関係部署で共有すること。また、必要に応じて、担当の相談支援専門員等に意見を求める場合があること。

(7) 費用に関すること

<input type="checkbox"/>	保育所等が医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費については、保護者の負担となること。
<input type="checkbox"/>	保育所等が必要と認める時には、主治医等を受診し、その費用は保護者の負担となること。
<input type="checkbox"/>	緊急事態等において、保護者等へ連絡する前に児童を病院等に搬送し、受診または治療が行われた際に生じた費用は保護者等の負担になること。

久喜市長     あて  
久喜市福祉事務所長     あて

上記、確認事項について、同意いたします。

年   月   日

保護者署名 \_\_\_\_\_